

議案説明資料

【 目 次 】

・ **議案第38号**

八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について・・・・・・・・・・p.1

令和5年6月
(令和5年6月5日提出)

件 名	八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課、市民福祉部 社会福祉課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
施 行 日	公布の日

【 1. 制定の背景・目的】

今般、国において生活保護受給者の利便性の向上、行政事務の効率化などを目的として、令和 5 年度中に生活保護業務におけるマイナンバーカードを利用した医療扶助のオンライン資格確認の導入が予定されている。

生活保護法に基づく事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）で規定されているため、法定事務として個人番号を利用することができるが、外国人の保護については生活保護法の適用対象となっておらず、生活保護法に準じる事務となっている。

このため、本市で生活保護を受給している外国人の個人番号を利用するためには、番号法第 9 条第 2 項に基づき、個人番号の独自利用のための条例を定める必要があるもの。

<参考 1・生活保護業務における医療扶助のオンライン資格確認>

被保護者が医療機関を受診する際にマイナンバーカードを提示することで、オンラインで医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることが可能となるもの。

<参考 2・個人番号の利用について>

個人番号を利用することができるのは、番号法に規定された事務のみとなっているが、番号法第 9 条第 2 項の規定において、各地方公共団体が独自に社会保障・地方税・防災に類する事務として条例で定めることにより、法定事務以外でも独自利用事務として個人番号を利用することが認められている。

<参考 3・外国人の保護>

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号）」

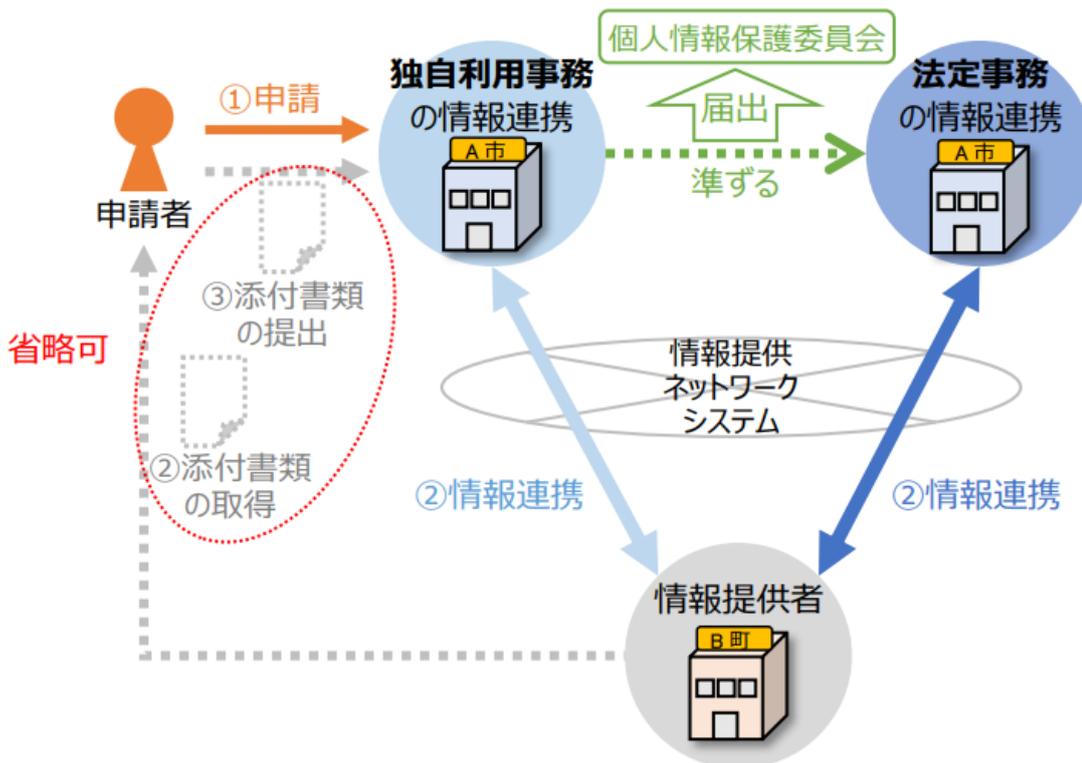
生活保護法第 1 条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うこと。

【 2. 条例の概要】

番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号の利用範囲を定める。（第 4 条）

- (1) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置による外国人の保護に関する事務」を独自利用事務として規定する。（別表第 1）
- (2) (1) で定められた独自利用事務の処理のために、各課の間で特定個人情報の授受（庁内連携）を行うことができる旨を規定する。（別表第 2）
- (3) 番号法に定められた利用事務（法定事務）の処理のために、各課の間で特定個人情報の授受（庁内連携）を行うことができる旨を規定する。

【独自利用事務の情報連携イメージ】



個人情報保護委員会資料より

【3. オンライン資格確認導入後の事務手続きの変更点】

生活保護受給者並びに生活保護法に準じて保護を受けている外国人が医療機関を受診する際には、福祉事務所が発行する医療券により医療機関等において資格確認を行っているが、個人番号によるオンライン資格確認が導入されることで、マイナンバーカードのみで資格確認が可能となるため、原則、医療券等の発行が不要となる。